

第1回 浜坂温泉保養荘のあり方検討会 次第

日 時：令和6年11月19日（火）14:00～

場 所：県庁1号館7階会議室

1 あいさつ

2 出席者紹介

3 座長選任

4 議 事

- (1) 検討会の目的と進め方について
- (2) 浜坂温泉保養荘の概要について

5 その他

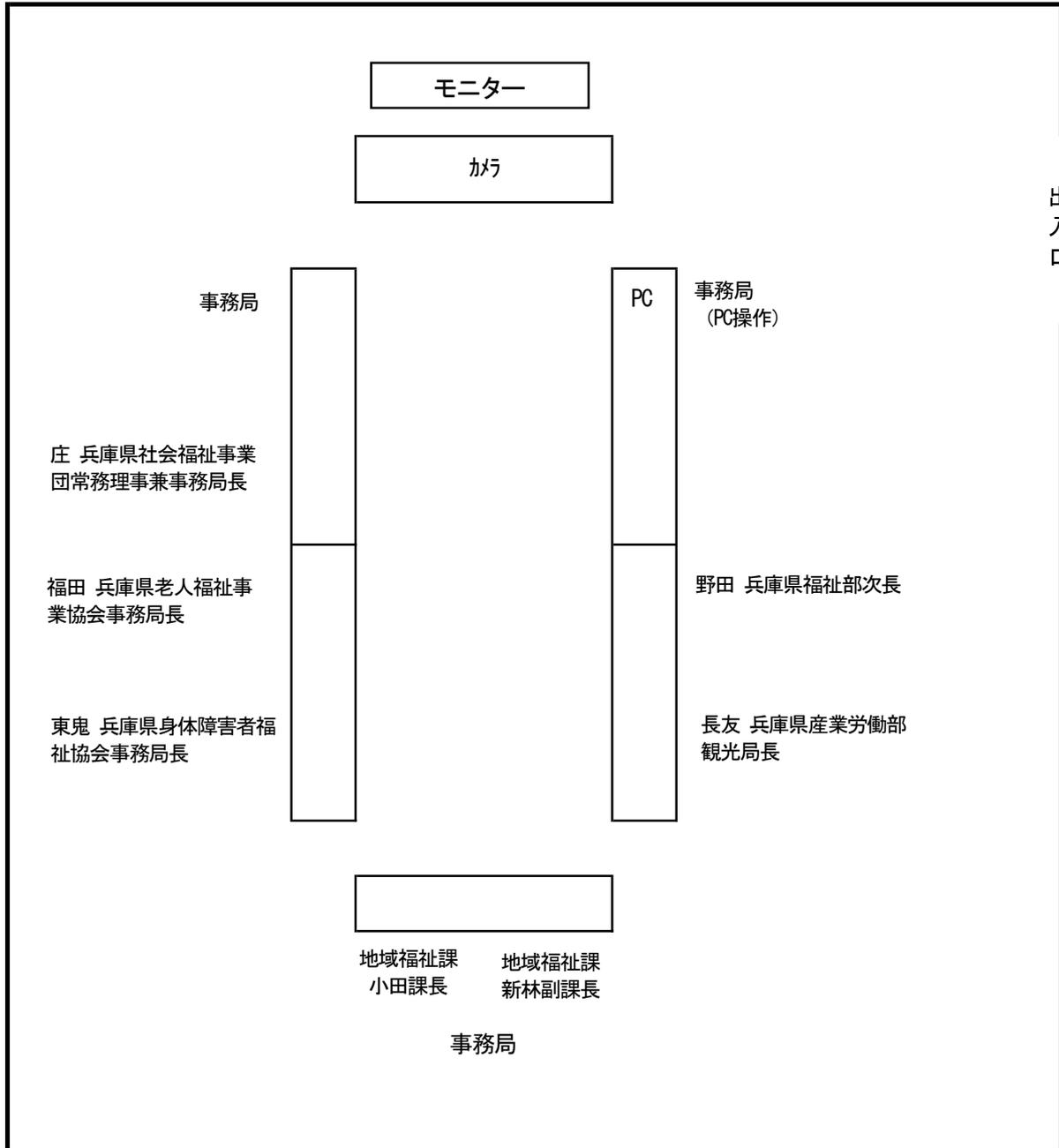
(配布資料)

資 料1	配席図・出席者名簿
資 料2	浜坂温泉保養荘あり方検討会設置要綱
資 料3	検討会の目的と進め方
資 料4	浜坂温泉保養荘の概要
参考資料1	「ひょうごユニバーサルなお宿」チェックリスト

第1回 浜坂温泉保養荘のあり方検討会 配席図

日 時: 令和6年11月19日(火)14:00~

場 所: 兵庫県庁1号館7階 会議室



第1回 浜坂温泉保養荘のあり方検討会 出席者名簿

【委員】

	氏名	役職等	備考
	谷口 泰司	関西福祉大学教授	オンライン参加
	東鬼 正明	兵庫県身体障害者福祉協会事務局長	
	福田 庸二	兵庫県老人福祉事業協会事務局長	
	松本 晃	新温泉町福祉課長	オンライン参加
	福井 崇弘	新温泉町商工観光課長	オンライン参加
	庄 宏哉	兵庫県社会福祉事業団常務理事兼事務局長	
	野田 誠一	兵庫県福祉部次長	
	長友 幸一	兵庫県産業労働部観光局長	

【事務局】

	氏名	役職等	備考
	小田 直樹	兵庫県福祉部地域福祉課長	
	新林 正哉	兵庫県福祉部地域福祉課副課長	
	木下 真由美	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班主査	
	米田 知弘	兵庫県社会福祉事業団高齢者事業本部次長 兼事務局参事・企画調整課長	

浜坂温泉保養荘のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 「公社等運営評価委員会報告」(令和6年3月)での提言を踏まえ、浜坂温泉保養荘の今後のあり方について検討を行うため、「浜坂温泉保養荘のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 浜坂温泉保養荘の経営の現状と課題に関すること
- (2) 浜坂温泉保養荘の今後のあり方に関すること

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は委員の互選によって定める。
- 3 座長は、検討会の進行を行う。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

(検討会)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 検討会には、部会を置くことができる。

(謝金等の支払)

第5条 検討会及び第4条第3項の部会(以下「検討会等」という。)の会議に委員又は第4条第2項の委員以外の者が出席した場合には、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 委員又は第4条第2項の委員以外の者が、検討会等の会議に出席し、又は検討会等の職務を行うために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額の旅費を支給する。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後もまた同様とする。

(事務局)

第7条 検討会等の庶務は、兵庫県福祉部地域福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会等の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

別表（第3条関係）

浜坂温泉保養荘のあり方検討会委員名簿

区分	氏名	役職等	備考
委員	谷口 泰司	関西福祉大学教授	
	東鬼 正明	兵庫県身体障害者福祉協会事務局長	
	福田 庸二	兵庫県老人福祉事業協会事務局長	
	松本 晃	新温泉町福祉課長	
	福井 崇弘	新温泉町商工観光課長	
	庄 宏哉	兵庫県社会福祉事業団常務理事兼事務局長	
	野田 誠一	兵庫県福祉部次長	
	長友 幸一	兵庫県産業労働部観光局長	

(敬称略)

第1回 浜坂温泉保養のあり方検討会

検討会の目的と進め方

令和6年11月19日

兵庫県福祉部地域福祉課

検討会の目的

- ・ 令和5年度公社等運営評価委員会報告において、浜坂温泉保養荘の今後のあり方を検討するよう提言がなされたことを受け、施設のあり方を議論し、関係者（県・社会福祉事業団）がとるべき今後の取り組み方針を提言する。
- ・ 県及び社会福祉事業団は、検討会で取りまとめた方針に沿って、取り組みの具体化に努める。

※ 公社等運営評価委員会：公社等の経営全般にわたる総合的な点検・評価を行い、県政改革方針に基づく取組を着実に推進するにあたり、専門的見地からの評価・提言を得るため、県が設置。

R5年度公社等運営評価委員会報告書（R6.3）の該当箇所
「障害者更生センター（浜坂温泉保養荘）については、民間との役割分担や経営状況等を踏まえ、今後のあり方を検討すること」

検討会の運営（案）

- 検討会では、法人等の事業に関する情報であって機微に触れるもの等を取り扱う可能性もあるため、原則非公開とする。
- 会議終了後速やかに議事要旨を作成し、構成員に展開する。議事要旨は原則公開とする。
- 会議資料は原則公開する。ただし、機微な情報を取り扱う等公開が難しいものは、座長及び当該資料提供者と相談の上、非公開とする。また、資料提供者からの求めがある場合は、当該資料（またはその一部）は速やかに回収する。
- 委員が会議に出席できない場合、座長の承認を得て、代理の者に出席させ、意見を述べさせることができる。
- その他、本会議の議事運営に関する判断は、座長に一任する。

検討会のスケジュール（案）

	内容	時期
第1回	浜坂温泉保養荘の現状と課題	R6.11.19
第2回	現地視察	R6.12.26
第3回	現地視察の結果を踏まえ、施設の今後の役割や対応の方向性等について意見交換	R7.1
第3回までの議論を踏まえ、事務局で民間事業者へのヒアリング等を実施		
第4回	ヒアリング結果等を踏まえ、今後の取組み方針案を議論	R7.3
第5回	取組み方針（素案）について	R7.5
第6回	取組み方針のとりまとめ	R7.6

本日の内容

- 浜坂温泉保養荘の現状と課題について情報を共有
- 意見交換

(例)

- ・ 今後、施設のあり方について検討を進める上で確認が必要な事項
- ・ 次回（12/26）の現地視察で確認したい事項 等
（現地視察までに事務局に連絡いただく）

第1回 浜坂温泉保養のあり方検討会

浜坂温泉保養荘の概要

令和6年11月19日

兵庫県福祉部地域福祉課

浜坂温泉保養荘の概要

項目	内容
位置付け	障害者更生センター 〔身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法31条）の一種で、身体障害者に宿泊・レクリエーション等休養のための便宜を供用〕
所在地	美方郡新温泉町浜坂775
施設概要	<ul style="list-style-type: none">・土地：16,831.07㎡、建物：6棟（3,498.65㎡）・23部屋（和室14・洋室2・和洋室7）・定員80名・職員26名（正規4、現地採用の契約職員等22）
備考	<ul style="list-style-type: none">・S58開設。最近ではH27に改修（露天風呂整備）・H18に行革の一環で県から事業団に移管・土地建物は県から無償貸与 （貸与期間：H18.4～H28.3、H28.4～R8.3）

浜坂温泉保養荘の位置・アクセス

03



浜坂温泉保養荘の位置・アクセス

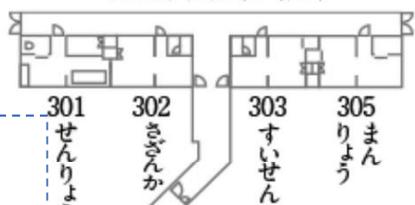


エリア	宿泊施設数
浜坂温泉エリア	8
七釜温泉エリア	1 1
湯村温泉エリア	1 7

浜坂温泉保養荘の館内図

1階

長期滞在棟(小春日)



大・中浴場は全面手すり
小浴場はリフター付



2階



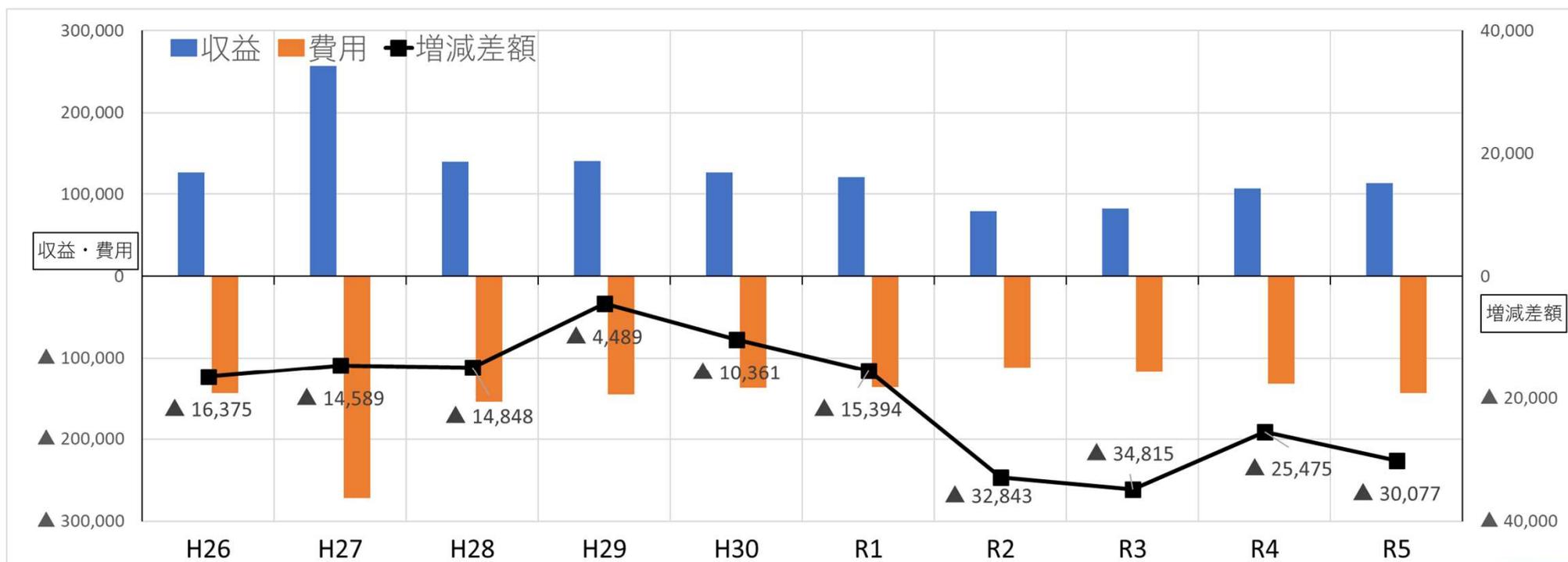
wifi可能エリア

浜坂温泉保養荘の経営状況

06

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
延べ宿泊者	11,608	11,793	12,079	11,497	10,625	10,457	4,978	5,150	6,835	6,564	
(うち障害者)	(1,559)	(1,658)	(1,552)	(1,584)	(1,567)	(1,650)	(487)	(363)	(587)	(605)	
(うち高齢者)	(6,711)	(6,541)	(7,061)	(6,603)	(6,121)	(5,190)	(2,861)	(2,964)	(3,742)	(3,378)	
宿泊利用率(%)	40.9	41.5	42.7	40.5	37.4	36.8	21.9	18.4	24.3	23.2	
事業活動 計算書 1千円	収益	126,644	256,428	139,226	140,478	126,295	120,577	79,013	82,694	106,446	113,230
	費用	143,019	271,017	154,074	144,967	136,656	135,971	111,856	117,509	131,921	143,307
	増減差額	▲ 16,375	▲ 14,589	▲ 14,848	▲ 4,489	▲ 10,361	▲ 15,394	▲ 32,843	▲ 34,815	▲ 25,475	▲ 30,077

※ 宿泊利用率：延べ宿泊者数 / (年間営業日数 × 定員 (80人))



H27：県の支援で露天温泉整備等を実施

浜坂温泉保養荘の宿泊料等

区分		料金	(参考) 施設A (近隣同規模施設)	(参考) 施設B (ひょうごエバーかなお宿)	
宿泊	一般 (中学生以上)	通常	9,180～14,680	最安値9,980～	最安値17,600～
		冬季 (かに)	16,880～28,380	最安値26,000～	最安値25,300～
	障害者 (中学生以上)	通常	8,230～13,730	—	—
		冬季 (かに)	15,930～27,430	—	—
	65歳以上	通常	8,380～13,880	—	—
		冬季 (かに)	16,080～27,580	—	—
	付添	通常	8,680～14,180	—	—
		冬季 (かに)	16,380～27,880	—	—
	日帰り		900		

※ 浜坂温泉保養荘の上記料金表は1泊2食付（消費税・入湯税込み）、1室2名以上（平日利用）の料金。
休前日は、利用者区分により、1,000～1,500円の加算あり

※ 施設Aの料金は「ゆこゆこ」掲載情報（R6.11.5）、施設Bの料金は公式HPによる

施設を取り巻く環境

1 観光客の状況

- ・ 新型コロナの影響で全県的に一時大きく減少したが、現在は回復傾向
- ・ 但馬地域では多くの施設・イベント等で利用客は増加したが、R5は雪不足の影響を受けた

地域	区分	R1		R2		R3		R4		R5		
		人数 (千人)	人数 (千人)	対前年比	人数 (千人)	対前年比	人数 (千人)	対前年比	人数 (千人)	対前年比	対R1比	
全県	入込数	136,508	75,241	55.1%	85,647	113.8%	114,503	133.7%	122,317	106.8%	89.6%	
	宿泊者数	11,840	6,517	55.0%	7,730	118.6%	10,907	141.1%	11,469	105.2%	96.9%	
但馬地域	入込数	9,409	5,779	61.4%	6,056	104.8%	8,005	132.2%	8,003	100.0%	85.1%	
	宿泊者数	1,920	1,061	55.3%	1,154	108.8%	1,640	142.1%	1,694	103.3%	88.2%	
新温泉町	入込数	1,071	650	60.7%	721	110.9%	935	129.7%	968	103.5%	90.4%	
	宿泊者数	227	136	59.9%	140	102.9%	202	144.3%	211	104.5%	93.0%	
湯村温泉	入込数	346	245	70.8%	252	102.9%	321	127.4%	323	100.6%	93.4%	
浜坂・七釜温泉	入込数	180	132	73.3%	125	94.7%	140	112.0%	149	106.4%	82.8%	

※ 兵庫県観光客動態調査報告書（R5年度分は速報値による）及び但馬地域観光客動態調査結果から作成

施設を取り巻く環境

2 ユニバーサルツーリズム（UT）の動向

（1）「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度

- ・ UTの推進に積極的に取り組む宿泊施設を登録・情報発信（R5～）
- ・ 宣言施設に対し、UT推進に必要なソフト対策・ハード整備経費を支援

区分	登録施設（R6.10末）	宣言施設（R6.10末）
全県	58	119
但馬地域	14	26
新温泉町	3（湯村温泉） （朝野家、御宿コトブキ、佳泉郷井づつや）	3 （同左）
要件	<p>宣言施設のうち、県の定める基準を満たすものを登録</p> <p>基準：チェックリストのクリア項目の合計が 35項目以上（全73項目）</p> <p>チェック項目： ①情報発信、②受入体制、 ③ホスピタリティ（備品、コミュニケーション、食、入浴等）</p>	<p>次の要件を満たす施設が宣言 （宣言期間は5年）</p> <p>①チェックリストで自施設の取組状況をチェック・結果発信 ②高齢者等に配慮した従業員向け接遇研修の実施またはUTおもてなし研修の受講</p>

施設を取り巻く環境

2 ユニバーサルツーリズムの動向

(2) ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業

- ・高齢者・障害者等による回遊性を高める「面」での取組を促進するため、地域を挙げてUTに積極的に取り組む観光地を支援する「ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業」を県で実施
- ・R6.9に3地区（豊岡市（城崎温泉地区）、新温泉町（湯村温泉地区）、丹波篠山市（全域）を「ひょうごユニバーサルな観光地」として決定
- ・新温泉町（湯村温泉地区）では「すべての人に優しいユニバーサルな足湯・湯がき等の整備」を目指す

《参考》 ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業概要

補助対象	地域が一体となってユニバーサルツーリズムの推進に取り組む協議会	
主な支援メニュー	観光	▶ 地域が所有する観光資源（足湯等）のバリアフリー化補助
	滞在	▶ 観光客向け公的施設（観光地の公衆トイレ等）のバリアフリー化補助
	移動	▶ 地域所有の巡回バス・UDタクシーの導入（リース等）補助
	受入体制	▶ ユニバーサルマップ作成補助、ホームページ作成補助
負担割合	県1/2・協議会1/2 ※市町随伴なし	
補助上限・期間	1地区あたり最大16,000千円/年（最大2年間）	

施設を取り巻く環境

2 ユニバーサルツーリズムの動向

(2) ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業

新温泉町（湯村温泉地区）



チェック項目・取組項目		共通	高齢の方	肢体不自由の方	視覚障害の方	聴覚障害の方	知的障害の方	
情報発信	1 高齢の方・障害のある方等に配慮した情報発信を行っている。							
	取組項目	① 施設のバリアフリー情報（バリアフリー対応の客室、設備、サービス等）を発信している。	◇					
		② 施設や客室等の配置や広さ、寸法等（客室の入口や通路の幅、ベッドの高さ、ベッド間の距離、エレベーターの奥行きと幅等）の情報を発信している。	◇					
		③ 高齢の方・障害のある方等に配慮した交通アクセス（駅や空港からの距離や所要時間、バリアフリー経路等）の情報を発信している。	◇					
		④ 宿泊、食事、入浴等に際して必要となる備品の有無等（個数や貸出方法等）の情報を発信している。	◇					
		⑤ バリア（施設内の段差等）の情報を発信している。	◇					
		⑥ 施設周辺の医療機関の情報を発信している。	◇					
		⑦ 視覚的に確認・判断ができるよう写真や図、動画等を活用している。		◇	◇		◇	◇
		⑧ ホームページのウェブアクセシビリティの確保（文字サイズの変更機能、画像等の代替テキストの提供等）に配慮している。	◇					
		⑨ 動画は音声によるナレーションだけでなく字幕表示を掲載している。				◇	◇	
		⑩ ホームページが音声読み上げソフトに対応している。				◇		
		⑪ ピクトグラムを活用した情報発信を行っている。	◇					
		⑫ 施設のパンフレットやホームページの文字サイズや表現の分かりやすさに配慮している。	◇					
		⑬ 施設内のバリアフリー情報等をまとめたパンフレットを作成している。	◇					
その他（ ）								
受入体制	2 高齢の方・障害のある方等の受入体制を整えている。							
	取組項目	① 従業員が高齢の方や障害のある方に対する接客研修を受講している。	◇					
		② 従業員に障害者差別解消法における合理的配慮の提供に関する教育を行っている。	◇					
		③ 高齢の方・障害のある方等への対応を想定した災害時の避難訓練を実施している。	◇					
		④ 高齢の方・障害のある方等の宿泊をサポートする資格（サービス介助士、旅行介助士等）を有する従業員がいる。	◇					
		⑤ 高齢の方や障害のある方等に対する接客マニュアルを作成している。	◇					
		⑥ 高齢の方や障害のある方等の受入に向け、他事業者（福祉系事業者、移送サービス事業者、ユニバーサルツーリズム推進に取り組むNPO等）と連携している。	◇					
		⑦ 問い合わせ・予約時に、複数のコミュニケーション手段を確保している。（メール、電話、ファックス等）	◇					
		⑧ 窓口対応時に、複数のコミュニケーション手段を確保している。（筆談具、コミュニケーションボード等）					◇	◇
		⑨ 聴覚障害の方が安心して訪れることができるよう、入口や受付等に聴覚障害に関するマーク（耳マーク、手話マーク、筆談マーク等）を表示している。					◇	
		⑩ 車椅子で利用できるようカウンターの高さを考慮している。（車椅子も利用できる高さの机等で代替等）		◇	◇			
		⑪ 車椅子対応トイレを整備している、またはそれに代わる対応を行っている。		◇	◇			
		⑫ ユニバーサルルームやバリアフリールームを整備している、またはそれに代わる対応を行っている。	◇					
		⑬ キッズルームやキッズスペース等を設置している。	◇					
その他（ ）								
ホスピタリティ	3 高齢の方・障害のある方等に配慮した備品の貸出を行っている。							
	取組項目	① 車椅子の貸出を行っている。		◇	◇			
		② 車椅子のタイヤカバーの貸出を行っている。		◇	◇			
		③ シャワーチェアやシャワーキャリー、滑り止め用具等の貸出を行っている。		◇	◇	◇		
		④ 足の不自由な方向けに松葉杖等の杖の貸出を行っている。		◇	◇			
		⑤ 視覚障害の方向けに杖や杖カバーの貸出を行っている。				◇		
		⑥ 混乱時のクールダウン用にパーテーション等の貸出を行っている。					◇	
		⑦ 簡易ベッド（和室用）の貸出を行っている、またはベッドを常設している和室がある。		◇	◇			
		⑧ ベビーカーの貸出を行っている。	◇					
		その他（ ）						
4 高齢の方・障害のある方等に配慮したコミュニケーションを行っている。								
取組項目	① 点字や浮き出し文字による館内案内マップを設置している。				◇			
	② 従業員による食事メニュー等の読み上げに対応している。				◇	◇		
	③ 呼び出し用の振動装置やフラッシュライトを客室に設置している。					◇		
	④ 客室内テレビの字幕表示に対応している。					◇		
	⑤ 筆談タブレット等の筆談対応を行っている。					◇		
	⑥ 従業員による手話対応を行っている。					◇		
	⑦ 施設案内等の漢字にルビ（ふりがな）を付けている。					◇		
	⑧ 知的障害の方に対してあいまいな表現を避け、ゆっくりと分かりやすく簡潔に話すよう対応している。					◇		
	⑨ エレベーター内の音声案内に対応している、またはそれに代わる対応を行っている。				◇			
	⑩ エレベーター内の文字情報表示に対応している、またはそれに代わる対応を行っている。					◇		
その他（ ）								

チェック項目・取組項目		共通	高齢の方	肢体不自由の方	視覚障害の方	聴覚障害の方	知的障害の方
ホスピタリティ	5 高齢の方・障害のある方等に配慮した食事を提供している。						
	取組項目						
	① 刻み食を提供している。(対応の度合いは要相談)		◇	◇			
	② ミキサー食を提供している。(対応の度合いは要相談)		◇	◇			
	③ 一人前の料理の量が多すぎる方向けに半分程度の量(ハーフポーション)の食事を提供している。	◇					
	④ アレルギー物質を除去した食事を提供している。(対応の度合いは要相談)	◇					
	⑤ レトルト介護食品、離乳食など利用者の持ち込み食の加温・配膳に対応している。		◇	◇			
	⑥ バイキングの際に配膳のサポートを行っている。	◇					
	⑦ 障害のある方が使いやすい食器類を準備している。		◇	◇			◇
	⑧ 子ども用の食器類を準備している。	◇					
	⑨ クロックポジションを用いた配膳説明を行っている。					◇	
	⑩ 知的障害の方向けに部屋食の提供や食事会場の席の配置への配慮などを行っている。						◇
	⑪ バイキングの場合はシンプルな動線やレイアウトに配慮している。	◇					
⑫ 離乳食を提供している。(対応の度合いは要相談)	◇						
その他()							
ホスピタリティ	6 高齢の方・障害のある方等の移動に配慮したサービス提供に取り組んでいる。						
	取組項目						
	① 施設の出入口が自動ドアである、またはそれに代わる対応(人的対応等)を行っている。	◇					
	② 客室までの経路のアクセス性を確保している。(障害物の移動等)		◇	◇	◇		◇
	③ 車椅子での回転スペース等に留意した客室内のアクセス性を確保している。		◇	◇			
	④ 緊急時・非常時に避難のしやすい客室に案内している。	◇					
	⑤ 従業員による施設内移動時のサポートを行っている。		◇	◇	◇		◇
	⑥ 車椅子に対応可能な送迎車を配備している。		◇	◇			
	取組項目						
	⑦ 障害のある方用の駐車スペースを整備している、またはそれに代わる対応を行っている。			◇	◇	◇	◇
	⑧ お土産や重い荷物等を運ぶサポートや宅配サービス等を提供している。	◇					
	⑨ 階段に手すりを設置している、またはそれに代わる対応を行っている。		◇	◇	◇		◇
	⑩ 車椅子で利用可能なエレベーターを整備している、またはそれに代わる対応を行っている。		◇	◇			
⑪ エレベーターに車椅子対応の行き先ボタン(車椅子でも押せる位置に配置)を設置している、またはそれに代わる対応を行っている。		◇	◇				
その他()							
ホスピタリティ	7 高齢の方・障害のある方等の入浴に配慮したサービス提供に取り組んでいる。						
	取組項目						
	① 大浴場など共同で利用する浴室での介助入浴が可能である、または同行者と同伴入浴が可能な貸切風呂・家族風呂や、部屋付属の露天風呂などのサービスを提供している。		◇	◇	◇		◇
	② 大浴場など共同で利用する浴室での車椅子利用が可能である。		◇	◇			
	③ 大浴場など共同で利用する浴室での入浴着の着用が可能である。	◇					
	④ 浴室に手すりを設置している、またはそれに代わる対応を行っている。		◇	◇	◇		◇
	⑤ シャンプーやコンディショナー等のボトル判別に対応している。(凸マークのついたボトルの使用や輪ゴムを巻く等の工夫)				◇		
	⑥ チェックイン時等に、求めに応じて浴室内の配置や設備の使用方法を説明している。		◇		◇		◇
その他()							

クリアした チェック項目数	0
------------------	---

	共通	高齢の方	肢体不自由の方	視覚障害の方	聴覚障害の方	知的障害の方
項目数	30	23	23	16	10	15
クリアしたチェック項目数	0	0	0	0	0	0